

2026年4月

トップエンジニアリング株式会社

## 労働者派遣事業における情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第23条5項の定めにより、派遣元事業主（当社）はマージン率等の情報公開が義務付けられましたので、以下の通り情報公開致します。

なお、マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) / \text{派遣料金の平均額}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

- 派遣労働者数 2名（2025年11月末現在）
- 派遣先数 1社
- マージン率 34.84%  
（2024年12月～2025年11月の実績を基に算出）
- 教育訓練に関する事項 配属時研修、安全衛生教育、健康管理教育、資格取得支援、  
技能講習受講、外部研修会参加
- 派遣料金額の平均額 12,829円（消費税含む）
- 賃金額の平均額 8,359円（消費税無、通勤費込）
- 派遣料金の内訳 労働者の賃金  
マージン率に含まれる内容
- ・法定福利費（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金等）
  - ・派遣労働者が取得する有給休暇に充当した費用
  - ・営業・管理・採用等、事業運営に当たる労働者の人件費
  - ・教育研修費
  - ・管理費用
  - ・営業利益
- キャリアコンサルティング相談窓口  
担当連絡先 0276-51-6863

### ○派遣労働者のキャリア形成支援に関する制度

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	無償	有償
業種別作業マニュアル訓練	派遣中	OJT	無償	有償
ビジネススキル研修	派遣中	OFF-JT	無償	有償
リーダー育成研修	派遣中	OFF-JT	無償	有償

### ○労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

○労使協定対象労働者の範囲

派遣先で「製品包装作業」、「フォークリフト運転作業」、「用務員」の業務に従事し、期間を定めて雇用される派遣労働者

○労使協定の有効期間

2026年4月1日～2027年3月31日